

石川県「祭りお助け隊」規約

(名称)

第1 本活動組織の名称は、「祭りお助け隊」とする。

(目的)

第2 令和6年の能登半島地震及び奥能登豪雨により被害を受けた地域を中心として、石川県内の祭りの開催には担い手の確保が課題となっていることから、キリコの担ぎ手や祭りの運営を補助するボランティアを県内外から募集し、地域のニーズに応じて「祭りお助け隊」として派遣することで、石川県のふるさと文化である祭りを絶やすことなく未来に継承することを目的とする。

(活動内容)

第3 活動内容は、第2の目的を達成するため、祭り実施団体から依頼のあった次の活動とする。

- (1) キリコの組立、松明の作成等、祭りの準備に関すること
- (2) キリコの担ぎ手や山車の引き手等の祭りの運行に関すること
- (3) 会場設営、道具運搬、片付け、その他祭りの運営補助に関すること
- (4) (1)～(3)の他、第2の目的を達成するために必要な活動

2 祭りお助け隊の活動は、無償で行うものとする。

(構成)

第4 祭りお助け隊は、第2の目的に賛同し、登録の意思を表示した個人又は団体で構成する。

(運営)

第5 祭りお助け隊の事務局は、石川県文化観光スポーツ部文化振興課に置く。

(その他)

第6 本規約に定めるものない祭りお助け隊に関する必要な事項は、事務局が定める。

附則

この規約は、令和7年5月15日より施行する。